

これまでの水道審議会における審議内容のまとめ

平成27年8月21日

水道局水道業務課

1 秦野市の水道事業の課題

(1) 安心・・・課題1－水質管理及び監視の強化

本市には、規模の小さな水源が数多く点在していますが、その施設の情報を中心して監視できる体制が十分に整っていません。

(2) 安定・・・課題2－水道施設の劣化

本市水道事業では、昭和40年代から50年代にかけて、各地域の小規模水道の統合整備を進めました。その時期に、集中して配水施設などの基幹施設を整備しているため、今後、ほぼ同時期に更新時期を迎えます。

維持管理を適正に行うことで設備の寿命を延ばしていますが、これにも限界がありますので、計画的な施設更新が重要です。

(3) 安定・・・課題3－耐震管路の整備の遅れ

本市の基幹管路である導水管・送水管の耐震化率は、平成25年度末で28.6パーセントです。全国平均34.8パーセント、県平均62.5パーセントと比べると耐震化が遅れています。

(4) 安定・・・課題4－震災など非常時に対する水道施設の対応の遅れ

平成22年度の料金改定時に、新耐震基準での診断が遅れていた配水場が30か所中17か所ありましたが、施設運用の見直しなどを含め、劣化の状況、更新時期、配水容量などを考慮した結果、残り11施設となりました。耐震補強工事は、万一の場合に、断水を起こさないように配水場ごとの状況を見ながら進める必要があります。

また、非常用自家発電設備を有していない水道施設があるなど、非常時への対応が遅れています。

(5) 持続・・・課題5－水需要と料金収入の減少への対応

本市の水需要は、長期化している景気低迷や節水型機器の普及、環境意識の高揚などにより減少し続けています。今後、景気が回復したとしても、節水対策済みの企業や市民の環境・節水意識が高まった状態では、元に戻るとは考えにくく、さらには、人口減少社会の到来により、ますます厳しくなると予想されます。

水需要の減少は、料金収入の減少を意味しており、施設整備を効率的に

進めていくためにも、その対応は非常に重要です。

(6) 持続・・・課題6－経営の効率化

公営企業として水道事業の安定経営を持続するため、引き続き、事務の効率化や、経費の削減、未収金の解消などが求められています。

2 課題への対応

(1) 水道施設整備計画（平成28年度～37年度）

課題1から4までに対応するため、水需要や人口の減少による施設のダウンサイジング、重要度、緊急度、事故、地震リスク等を考慮した上で、施設の統廃合や配水管網の見直しを行い、その整備計画を着実に進める必要があります。

(百万円)

施設整備事業内容	前期	後期	合計
1 安定供給のための施設整備（水道管の耐震化）	3,191	4,199	7,390
基幹管路耐震化事業（導・送水管）	400	400	800
配水管耐震化事業（配水管拡張事業含む）	1,420	1,420	2,840
幹線管路耐震化事業	1,371	2,379	3,750
2 安定供給のための施設整備（水道施設耐震化）	150	158	308
配水池耐震補強事業	53	158	211
水道倉庫新設事業	97	0	97
3 安定供給のための施設整備（第4次拡張整備事業）	290	142	432
第4次拡張整備事業	290	142	432
4 安定供給のための施設整備（水道施設更新）	99	122	221
取水ポンプ更新事業	17	89	106
送・配水ポンプ更新事業	82	33	115
5 安心のための水源確保（緊急時の水源確保）	628	453	1,081
自家発電設備設置事業	212	151	363
幹線系統 受変電設備更新事業	216	122	338
集中・遠方監視設備事業	200	180	380
6 安心のための水源確保（新たな水源確保）	90	135	225
取水場築造事業	90	135	225
合 計	4,448	5,209	9,657

(2) 水道事業の持続面の課題への対応

ア 持続・・・課題5－水需要と料金収入の減少への対応

予想以上の水需要の落ち込みと、それに伴う料金収入の減少に対応し、財政基盤を強化することが喫緊の課題です。

本市水道事業は、明治23年に給水開始した曾屋区水道に始まり、今年で給水開始125年を迎えた日本で3番目に古い歴史を有します。この歴史ある水道事業を次世代に繋ぐことが、私たちの使命であり、「はだの水道ビジョン」の将来像である「おいしい秦野の水をいつまでも」を実現するために、経営基盤を安定させ施設整備計画を推進するべきです。

このため、水道料金のあり方を見直すことが必要です。

イ 持続・・・課題6－経営の効率化

水道事業の安定経営を持続するため、これまでの企業努力策を引き続き実施しつつ、上下水道部局の組織統合や、更なる業務の包括的な委託を検討するべきです。

3 財政計画

(1) 水道施設整備計画を着実に進めるため、安定した財政基盤を確立する計画として策定が必要です。

ア 財政計画期間

秦野市総合計画後期基本計画の計画期間である、平成28年度から32年度までを含む、28年度から37年度までの10年間とするべきです。

(前期：32年度までの5年間、後期：33年度からの5年間)

イ 料金算定期間

社会経済情勢が不安定な中、10年間の中期見通しでは、給水需要などの予測に誤差が生じるため、平成28年度から32年度までの5年間とするべきです。

ウ 基本的な考え方（「はだの水道ビジョン」の構想実現のための達成目標）

(ア) 財政計画期間内の各年度で、健全経営を確保するために、収益的収支決算が損失（赤字）にならないようにするべきです。

(イ) 財政計画期間内で水道施設の耐震力を高め、安定供給に欠かせない施設整備を計画的に進めるために、施設整備事業費を確保するべきです。

(ウ) 財政計画期間内は、将来の後年度負担を考慮し、企業債残高を計画的に減らすべきです。

(エ) 財政計画期間内は、不測の事態に対応するために、一定額程度の補填財源残高を確保すべきです。

(2) 意見等のまとめ

ア 「水道管を含めた施設の耐震化など施設整備計画を着実に進めるために安定した財政基盤を確立する」という財政計画策定の目的は、理解できるものであり、また、財政計画の期間を10年にすることや、料金算定期間を5年とすることについても、市の総合計画や施設整備計画の期間と整合を図ることは、理に適っています。

イ 平成23年度の料金改定では、黒字を確保するようにしていたものの、結果的に5年目で赤字となりました。28年度から32年度までの5年間の算定期間では、もう少し長く安定した水道事業経営ができるよう、つまり、黒字となるように改定しないと先が見えないと思います。

ウ 市民の命の源である水の安定供給のためには、水道管の耐震化を中心とした施設整備は進めていかななくてはなりません。

エ 秦野市水道の将来を見据えた中で、施設整備計画（案）による整備は、その必要性を強く感じるとともに、この整備が、計画的に進められるようにするために、また、安定した経営を継続していくためにも、目先の赤字解消ではなく、料金体系を含めた検討が必要であると思います。

オ 企業債の借入額について、後年度負担を減らすために原則として上限を4億円としつつも、単年度に集中して事業を実施する場合などは、4億円を超えてもよいと思います。

カ 補填財源残高は、支払い資金としての現金を多く確保するに越したことはありませんが、いざという時のために水道事業基金を約3億7千万円確保していることや、少しでも料金改定率を下げ、市民生活への影響を少なくするため、災害などにより給水収益が全く収入できなくなった場合でも、大規模修理や企業債の償還金などへの対応が可能となる8億円程度を確保することが望ましいと考えます。

また、事故や災害などが発生した場合に対応するため、水道事業基金は、少しずつでも積み増しを進めるべきであると考えます。

キ 水道審議会として、現行計画における「基本的な考え方」などは、基本的にそのまま踏襲するとともに、料金改定せざるを得ないと考えます。

その場合、生活者の立場からすると、水道料金は安いに越したことはありませんが、料金改定率が20パーセント増では、より多くの補填財源残

高を確保できるので経営的には余裕が出るものの市民生活に与える影響が大き過ぎ、また、10パーセント増では、負担を先送ることになることから、最低限必要な額を確保するために料金改定した上で、5年後の状況により再度検討することとしている15パーセント増がよいと思います。

4 料金体系についての考え方（論点のまとめ）

(1) 原則的事項

料金体系は、受益者負担の原則から使用者に公平な費用の負担を求めるものであり、また、健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければなりません。

(2) 基本料金のあり方

ア 二部料金制と基本料金

施設維持管理費などの固定費を、基本料金を設けて回収するという二部料金制は、公平な負担に適っています。二部料金制はそのままに、基本料金を設定することで使用水量の多少に関わらず発生する固定費を回収するとともに、理想的な回収割合に近づけるため、料金収入に占める基本料金の割合を高め、安定した収入を確保することにつなげる必要があります。

イ 基本水量

本市の8立方メートルという基本水量は、給水件数の分布に5年前と現状とで大きな変化がないことや、県内の他事業体の状況、そして、料金収入に占める基本料金の割合を高めて料金改定を検討している状況では、この基本水量を動かすことが、1か月当たり8立方メートルまでの使用者にとって2重の引上げになりかねないということを考慮し、そのまま採用すべきであると考えます。

ウ 用途別と口径別

「何に使うか」という用途別、「一度にどのくらい使えるか」という口径別、といった視点では、市民生活や企業活動への影響を判断した上で検討すべきであると考えます。

(3) 業務用料金の負担緩和

業務用料金では、少数の大口需要者により給水収益の約7割が賄われているということ、大口需要者である企業の大幅な水需要の減少、企業の撤退等が、水道事業経営に大きな打撃を与えているということを抑え、業務用と家事用との負担の公平化を図り、社会環境や経済動向による使用水量

の変動に影響を受けにくい料金体系にしていく必要があります。

前回の料金改定で多少緩和されているものの、まだ、十分とは言えません。このため、引き続き用途別料金体系を採用した場合は、この考え方が必要です。

(4) 逡増性の緩和

これまで一定の役割を果たしてきた逡増性ですが、家事用の給水収益の半分以上は、給水戸数割合の少ない区分にあり、使用水量の多い世帯が賄っている状況であることや、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逡増型であるため、水道使用を抑制していることなどの解消を目指すべきです。

これも、前回の料金改定で多少緩和されているものの、まだ、十分とは言えません。

(5) 公平な改定

負担が急増する改定、改定率や改定額にあまりにも大きな差のある改定は、市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼします。このため、段階的な改定など急激な変化をもたらさないようにするべきです。

(6) その他意見等

ア 秦野の水は夏に冷たく冬に温かくおいしいという印象があります。最近の子どもは、水道水の利用目的等が変わってきているのか、水道水を蛇口から直接飲むという感覚があまりないように感じます。

将来的に若い世代が、水道水を飲み水として考えているのかどうか疑問です。

イ 適正な水道料金のあり方については、どのような側面を重視していくのかによって、料金体系も変わっていくと思います。将来に渡って、世代間の公平性が確保できるようなシステムの構築が大切だと思います。

ウ 使えば使うほど高くなるという逡増型では、節水意識の高まる中で使用控えになるので、基本料金から多く回収することを考える必要があると思います。

エ 県水受水費は、その基本料金だけで約5億円を占めているということに関しては、非常に厳しい水道事業経営の中で大きな負担であると言わざるを得ません。

しかし、県水を受水することになった経緯や、責任水量という約束ごとがあることから、むやみに契約解除や受水停止ができないということを改

めて認識するとともに、事務局には、今後も、軽減に向けた要望など少しでも負担が少なくなるような働きかけをお願いしたいと思います。

オ 本市の基本料金の回収割合は、以前に比べて伸びているものの、まだ全国平均までには達していない状況もあることから、この割合を増やす事が先決だと思います。低水量利用者の料金の激変を招く可能性がありますので、全国的には基本水量を付している事業者が減少傾向にありますが、今回の検討では、基本水量は現行の8立方メートルでよいと考えます。

カ 基本料金の回収率については、急に大きな負担とならないように設定するべきです。